

月例給調査の実施と精確な調査に基づく勧告求める 人事院総裁あて署名にご協力を

人事院は、国家公務員の給与決定の基準となる民間給与実態調査を、6月29日から、賞与（一時金）等の調査を先行して実施していますが、月例給の調査は、現在も実施されていません。こうした状況を踏まえ、自治労・公務員連絡会は、人事院総裁に対し、「給与改定勧告に当たっては、職員の月例給与の水準の維持を最低として、公平・公正で客観的な官民比較に基づくこと」等を求める署名行動を取り組むこととしています。人事委員会勧告に大きな影響を与える人事院勧告に向け、県職労としても、積極的に署名を取り組む必要があります。組合員のみなさんのご協力をお願いいたします。

1. 月例給の調査、現在も実施されず

人事院は、新型コロナウイルス感染症の影響で見送ってきた国家公務員の給与決定の基準となる職種別民間給与実態調査を、例年より約2ヵ月遅い、6月29日から賞与（一時金）等のみ実地（訪問・対面）によらない方法で先行調査しており、実地による調査を原則とする月例給の調査については、現在も実施していません。

2. 1960年以降、月例給の調査が行われなかったことはない

自治労・公務員連絡会は、現行のラスパイレス比較に基づき勧告が行われるようになった1960年以降、月例給の調査が行われなかったことはなく、東日本大震災があった2011年の民間調査も岩手・宮城・福島を除き、実施されたことを踏まえ、月例給の調査の実施と、精確な調査に基づく勧告の実施を求めています。

3. 精確な調査に基づく勧告を

こうした状況の中、公務員連絡会は、人事院総裁に対し、「2020年の給与改定勧告に当たっては、職員の月例給与の水準の維持を最低として、公平・公正で客観的な官民比較に基づくこと」、「一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、職員の生活を守るために必要な支給月数を確保すること」等を求め、署名行動を取り組むこととしています。

※ただし、精確な調査が実施できない場合には勧告を見送り、今年については給与改定を行わないことを基本に要求するとともに、政府に対しては調査・勧告に基づかない安易な給与カットを行わないよう求めることとしています。

目 標 数：全組合員

本部必着：8月14日（金）

×切は、各支部から連絡があります。